

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市人事委員会  
委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第4号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する  
規則

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第4項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)